高知県放流用成魚生産事業費補助金交付要綱

（趣旨）

第１条 この要綱は、高知県補助金等交付規則（昭和43年高知県規則第７号。以下「規則」という。）第24条の規定に基づき、高知県放流用成魚生産事業費補助金（以下「補助金」という。）の交付に関し必要な事項を定めるものとする。

（補助目的及び補助対象事業）

第２条　県は、枯渇が懸念されているニホンウナギの資源回復を図るため、うなぎ漁業関係者で組織する高知県しらすうなぎ流通センター（以下「補助事業者」という。）が行う放流用親うなぎの生産と放流（以下「補助対象事業」という。）を行うために要する経費に対して、予算の範囲内で補助する。

（補助対象経費及び補助率）

第３条 補助事業に係る補助対象経費及び補助率は､ 次の表に定めるとおりとする。

|  |  |  |
| --- | --- | --- |
| 補助対象経費 | | 補助率 |
|  | 放流用親うなぎ（400g/尾を目安）の生産に要する経費  （１）種苗費（高知県内全域から）  （２）餌料費  （３）施設整備補修費  （４）消耗品費 | ２分の１以内 |
|  | 放流に要する経費  （１）輸送費  （２）資材費  （３）消耗品費 |

（補助金の交付の申請）

第４条 規則第３条第１項の補助金等交付申請書の様式は、別記第１号様式によるものとし、補助事業者は次に掲げる書類を添えて知事に提出しなければならない｡

(１） 別記第２号様式の１による事業計画書

(２) 別記第２号様式の２による収支予算書

２　前項の補助金交付申請書の提出に当たって、当該補助金に係る消費税仕入控除税額等（補助対象経費に含まれる消費税及び地方消費税相当額のうち、消費税法（昭和63年法律第108号）の規定により仕入れに係る消費税額として控除することができる部分の金額及び当該金額に地方税法（昭和25年法律第226号）に規定する地方消費税の税率を乗じて得た金額をいう。以下同じ。）を減額して申請しなければならない。ただし、申請時において当該消費税仕入控除税額等が明らかでないものについては、この限りでない。

（補助金の交付の決定）

第５条　知事は、前条の規定による申請が適当であると認めたときは、補助金の交付の決定をし、当該補助事業者に通知するものとする。ただし、当該申請をしたものが別表に掲げるいずれかに該当すると認めるときを除く。

（補助金の交付の決定の取消し）

第６条　知事は、次に掲げるいずれかに該当すると認めたときは、補助金の交付の決定の全部又は一部を取り消すことができる。

（１）別表に掲げるいずれかに該当する場合

（２）補助事業者が補助金を他の用途に使用し、補助金の交付の内容、条件、

その他法令若しくはこれに基づく処分に違反した場合

この場合において、速やかに当該補助申請事業者に通知し、既に補助金が交付されているときは、その返還を命ずるものとする。

（補助の条件）

第７条 補助金の交付の目的を達成するため、補助事業者は、次に掲げる事項を遵守しなければならない。

（１）補助事業の内容又は経費の配分の変更をしようとする場合は、事前に別記第３号様式による変更承認申請書を知事に提出し、その承認を受けること。ただし、総事業費の30パーセント以内の増減で交付決定補助金額に変更をきたさないものは、この限りでない。

（２）補助事業の執行に際しては、県が行う契約手続の取扱いに準じて行わなければならないこと。

（３）補助事業を中止し、又は廃止しようとする場合は、第１号の規定に準じて知事の承認を受けること。

（４）補助事業が予定の期間内に完了しない場合又は補助事業の遂行が困難となった場合は、速やかに知事に報告し、その指示を受けなければならないこと。

（５）補助事業者は、当該補助事業により取得した財産については、善良な管理者の注意をもって保管するとともに、補助金交付の目的に反して使用し、譲渡し、交換し、廃棄し、貸し付け、又は担保に供してはならないこと。

（６）補助事業の実施に関する証拠書類及び帳簿等は、補助事業の終了の翌会計年度から５年間保管すること。

（７）補助事業の実施に当たっては、別表に掲げるいずれかに該当すると認め　　　られるものを契約の相手方としないこと等暴力団等の排除に係る県の取　　　扱いに準じて行わなければならないこと。

（概算払の請求）

第８条　補助金の交付の決定通知を受けた補助事業者が補助金の概算払を受けようとするときは、別記第４号様式による補助金概算払請求書を知事に提出しなければならない。

（実績報告等）

第９条 規則第11条第１項の補助事業等実績報告書の様式は、別記第５号様式によるものとし、次に掲げる書類を添えて知事に提出しなければならない。

　(１)　別記第６号様式による収支決算書　　　　　　　　　　　　　　　　　(２) 別記第７号様式による活動実績書

２ 規則第11条第２項の実績報告書の提出期限は、補助事業の完了の日から30日を経過する日又は補助金の交付の決定を受けた年度の３月31日までのいずれか早い日までとする。

３　補助事業者は、第４条第２項の規定により、補助金の交付の申請をした場合は、第1項の実績報告書の提出に当たって、当該補助金に係る消費税仕入控除税額等が明らかになったときは、これを補助金額から減額して報告しなければならない。

４　補助事業者は、第４条第２項ただし書の規定により、補助金の交

付の申請を行った場合は、第1項の実績報告書を提出した後に、消費税の申告により当該補助金に係る消費税仕入控除税額等が確定した場合には、その金額を速やかに別記第８号様式により知事に報告するとともに、当該金額を知事に返還しなければならない。

（グリーン購入）

第10条 補助事業者は、補助事業の実施において物品等を調達する場合は、県

が定める「高知県グリーン購入基本方針」に基づき環境物品等の調達に努める

ものとする。

（情報の開示）

第11条　補助事業又は補助事業者に関して高知県情報公開条例（平成２年高知県条例第１号）に基づく開示請求があった場合は、同条例第６条第１項の規定による非開示項目以外の項目は原則として開示を行うものとする。

附則

１ この要綱は、平成26年5月9日から施行する。

２ この要綱は、令和5年5月31日限り、その効力を失う。ただし、この要綱に基づき交付された補助金については、第７条第５号及び第６号並びに第

11条の規定は、同日以降もなおその効力を有する。

附則

この要綱は、平成29年10月23日から施行する。

附則

　この要綱は、令和2年4月1日から施行する。

別表（第５条－第７条関係）

　１　暴力団（高知県暴力団排除条例（平成22年高知県条例第36号。以下「暴

　　排条例」という。）第２条第１号に規定する暴力団をいう。以下同じ。）又

は暴力団員等（同第３号に規定する暴力団員等をいう。以下同じ。）である

とき。

２　暴排条例第18条又は第19条の規定に違反した事実があるとき。

３　その役員（業務を執行する社員、取締役、執行役又はこれらに準ずる者

　をいい、相談役、顧問その他いかなる名称を有する者であるかを問わず、

　法人に対し業務を執行する社員、取締役、執行役又はこれらに準ずる者と

　　同等以上の支配力を有するものと認められる者を含み、法人以外の団体に

　　あっては、代表者、理事その他これらと同等の責任を有する者をいう。以

　　下同じ。）が暴力団員等であるとき。

４　暴力団員等がその事業活動を支配しているとき。

５　暴力団員等をその業務に従事させ、又はその業務の補助者として使用し

　ているとき。

６　暴力団又は暴力団員等がその経営又は運営に実質的に関与していると

　き。

７　いかなる名義をもってするかを問わず、暴力団又は暴力団員等に対し

て、金銭、物品その他財産上の利益を与え、又は便宜を供与する等直接的

又は積極的に暴力団の維持又は運営に協力し、又は関与したとき。

８　業務に関し、暴力団又は暴力団員等が経営又は運営に実質的に関与して

いると認められる者であることを知りながら、これを利用したとき。

９　その役員が、自己、その属する法人その他の団体若しくは第三者の利益

　を図り、又は第三者に損害を加えることを目的として、暴力団又は暴力団

　員等を利用したとき。

10　その役員が暴力団又は暴力団員等と社会的に非難されるべき関係を有

しているとき。

別記

第１号様式（第４条関係）

令和　　年　　月　　日

高知県知事　　　　　　　様

　　　 所 在 地

名 称

代表者職氏名 印

代表者生年月日

令和 年度高知県放流用成魚生産事業費補助金交付申請書

　令和 年度において、高知県放流用成魚生産事業費補助金の交付を受けたいので、高知県補助金等交付規則第３条及び高知県放流用成魚生産事業費補助金交付要綱第４条の規定により下記の関係書類を添えて、補助金 円の交付を申請します。

記

１ 事　業　計　画　書

２ 収　支　予　算　書

第２号様式の１（第４条関係）

事　　業　　計　　画　　書

１ 事業種目

２ 事業主体

３ 事業の目的

４ 事業の内容

|  |  |  |  |  |  |
| --- | --- | --- | --- | --- | --- |
| 経費の区分 | 事業費 | 負 　担 　区 　分 | | | 備　考 |
| 県補助金 | 自己負担金 | その他 |
|  | 円 | 円 | 円 | 円 |  |
|  |  |  |  |  |  |
|  |  |  |  |  |  |
|  |  |  |  |  |  |
|  |  |  |  |  |  |
| 計 |  |  |  |  |  |

５ 事業の効果

６ 事業実施期間

令和 年 月 日 から 令和 　 年 月 日まで

７ 管理運営の概要

第２号様式の２（第４条関係）

収　　支　　予　　算　　書

収入の部

|  |  |  |  |  |
| --- | --- | --- | --- | --- |
| 区　　分 | 本年度予算額 | 前年度予算額 | 比較増減 | 備　考 |
|  | 円 | 円 | 円 |  |
|  |  |  |  |  |
|  |  |  |  |  |
|  |  |  |  |  |
|  |  |  |  |  |
| 計 |  |  |  |  |

支出の部

|  |  |  |  |  |
| --- | --- | --- | --- | --- |
| 区　　分 | 本年度予算額 | 前年度予算額 | 比較増減 | 備　考 |
|  | 円 | 円 | 円 |  |
|  |  |  |  |  |
|  |  |  |  |  |
|  |  |  |  |  |
|  |  |  |  |  |
|  |  |  |  |  |
| 計 |  |  |  |  |

　上記収支予算書は、原本と相違ありません。

　　　令和　　年　　月　　日

　　所 　在 　地

　　名　　　　称

　　代表者職氏名 印第３号様式（第７条関係）

令和　　年　　月　　日

　　　高知県知事　　　　　　　様

　　　 所　 在 　地

名　　　　称

代表者職氏名 印

令和 年度高知県放流用成魚生産事業費補助金

変更（中止・廃止）承認申請書

　令和　年　月　日付け高知県指令　　　第　　号で補助金の交付の決定通知のありました令和　年度高知県放流用成魚生産事業費補助金について、下記のとおり変更（中止・廃止）したいので、高知県放流用成魚生産事業費補助金交付要綱第７条第１号（及び第７条第２号）の規定により承認されるよう申請します。

記

１ 変更（中止・廃止）の理由

２ 変更計画の内容

|  |  |  |  |  |  |  |
| --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- |
| 計画  区分 | 経費の区分 | 事業費 | 負 　担 　区 　分 | | | 備　考 |
| 県補助金 | 自己負担金 | その他 |
| 当  初  計  画 |  | 円 | 円 | 円 | 円 |  |
|  |  |  |  |  |  |
|  |  |  |  |  |  |
|  |  |  |  |  |  |
|  |  |  |  |  |  |
|  |  |  |  |  |  |
| 計 |  |  |  |  |  |
| 変  更  計  画 |  |  |  |  |  |  |
|  |  |  |  |  |  |
|  |  |  |  |  |  |
|  |  |  |  |  |  |
|  |  |  |  |  |  |
|  |  |  |  |  |  |
| 計 |  |  |  |  |  |

第４号様式（第８条関係）

高知県放流用成魚生産事業費補助金概算払請求書

　 金 円也

　上記、令和　年度高知県放流用成魚生産事業費補助金 (高知県指令　　　第　　号）を、高知県放流用成魚生産事業費補助金交付要綱第８条の規定により概算払によって交付されるよう請求します。

記

　　　 補助金交付決定額 円

既交付額 円

今回請求額 円

事業費の収支見込み書 別紙のとおり

　令和　　年　　月　　日

　　　高知県知事 　　　　　　様

　 所 　在 　地

　 名　　　　称

　代表者職氏名 　 印

第５号様式（第９条関係）

令和 年 月 日

高知県知事　　　　　　　様

所 　在 　地

名　　　　称

代表者職氏名 印

令和　年度高知県放流用成魚生産事業費補助金実績報告書

　　令和　年　月　日付け高知県指令　　　第　　号で補助金の交付の決定通知がありました、令和　年度高知県放流用成魚生産事業費補助金に係る事業を実施したので、高知県放流用成魚生産事業費補助金交付要綱第９条の規定により、下記のとおり関係書類を添えてその実績を報告します。

記

１ 事業種目

２ 事業主体

３ 事業の内容

|  |  |  |  |  |  |
| --- | --- | --- | --- | --- | --- |
| 経費の区分 | 事業費 | 負 　担 　区 　分 | | | 備　考 |
| 県補助金 | 自己負担金 | その他 |
|  | 円 | 円 | 円 | 円 |  |
|  |  |  |  |  |  |
|  |  |  |  |  |  |
|  |  |  |  |  |  |
|  |  |  |  |  |  |
|  |  |  |  |  |  |
|  |  |  |  |  |  |
| 計 |  |  |  |  |  |

４　実施方法

５　実施期間 令和 年 月 日から

　 令和 年 月 日まで

６　事業の成果

７　管理運営の概要

第６号様式（第９条関係）

収　　支　　決　　算　　書

　収入の部

|  |  |  |  |  |
| --- | --- | --- | --- | --- |
| 区　　分 | 本年度決算額 | 当初予算額 | 比較増減 | 備　考 |
|  | 円 | 円 | 円 |  |
|  |  |  |  |  |
|  |  |  |  |  |
|  |  |  |  |  |
|  |  |  |  |  |
| 計 |  |  |  |  |

支出の部 （支出証拠となる資料を添えてください。）

|  |  |  |  |  |
| --- | --- | --- | --- | --- |
| 区　　分 | 本年度決算額 | 当初予算額 | 比較増減 | 備　考 |
|  | 円 | 円 | 円 |  |
|  |  |  |  |  |
|  |  |  |  |  |
|  |  |  |  |  |
|  |  |  |  |  |
|  |  |  |  |  |
| 計 |  |  |  |  |

上記収支決算書は、原本と相違ありません。

　　　令和　　年　　月　　日

　　　　 所 　在 　地

　　　　名　　　　称

　　　　代表者職氏名　　　　　　　　　　　　　　印第７号様式（第９条関係）

令和　年度高知県放流用成魚生産事業活動実績書

所 　在 　地

名　　　　称

代表者職氏名

生産実績、放流実績等

|  |  |  |  |
| --- | --- | --- | --- |
| 年月日 | 事業名 | 事業実績内容 | 備考 |
|  |  |  |  |
|  |  |  |  |
|  |  |  |  |
|  |  |  |  |

第８号様式（第９条関係）

　　年　　月　　日

所 　在 　地

名　　　　称

代表者職氏名

令和　年度消費税仕入控除税額等報告書

令和　年度高知県放流用成魚生産事業費補助金交付要綱第９条第４項の規定により、下記のとおり報告します。

記

　１　高知県補助金等交付規則第12条の規定に基づく補助金の確定額

　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　金　　　　　　　　　円

２　補助金の確定時における消費税仕入控除税額等

金　　　　　　　　　円

３　消費税の申告により確定した消費税仕入控除税額等

金　　　　　　　 円

４　補助金返還相当額

金　　　　　　　 円

　（注）：その他参考となる資料を添えてください。